第一の一の2中「一元化」の下に「等」を加え、第一の一の2に次のように加える。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

第二の一の3の㈠中「第二十六条」を「第三十四条」に改める。

第二の一の8中「第九条」を「第十一条」に改める。

**○厚生労働省告示第二百七十六号**

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）の施行に伴い、精神保健福祉士法第七条第一号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目（平成二十年厚生労働省告示第三百七号）及び精神保健福祉士法第七条第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（平成二十年厚生労働省告示第三百八号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

**○厚生労働省告示第二百七十七号**

精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第二条第十五号の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

一　精神障害者地域生活支援センター

二　精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

三　いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

四　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設

五　前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設

**○厚生労働省告示第二百七十八号**

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号カの規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示第六号に規定する相談支援事業を行う施設又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の告示第十四号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

題名を次のように改める。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び第二号から第六号までを次のように改める。

**○厚生労働省告示第二百七十五号**

障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行に伴い、及び法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（平成二十年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二号ハ⑶中「第二条」を「第二条第一号」に改める。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十一号）第三条第十号及び第四条第一項第十号の厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

一　市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）

二　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に規定する保健所又は市町村保健センター

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）

五　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター

六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

七　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

八　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

九　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）に規定する保護観察所又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十一　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十三　障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十四　前各号に掲げる施設又は事業に準ずる施設又は事業として厚生労働大臣が認めるもの